

第 27 号議案

中野区営住宅条例及び中野区立福祉住宅条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

区営住宅及び福祉住宅の使用に係る申込資格等を改める必要がある。

中野区営住宅条例及び中野区立福祉住宅条例の一部を改正する 条例

(中野区営住宅条例の一部改正)

第1条 中野区営住宅条例（平成4年中野区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を含む」を「及び事実上親族関係と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。以下同じ」に改める。

第7条第1項中「令第7条各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から不適當な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適當な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者

(中野区立福祉住宅条例の一部改正)

第2条 中野区立福祉住宅条例（平成10年中野区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「予約者」の次に「及び事実上親族関係と同様の事情にある者として規則で定める者」を加える。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。